

# 1 生徒指導の基礎

## 生徒指導の定義

生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもちます。

### (1) 生徒指導の定義

教育基本法（第1条、第2条第2号）に掲げられた学校教育の目的や、目標達成に寄与する生徒指導を定義すると、次のようになります。

#### 〔生徒指導の定義〕

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は、次のことを支える働きをもっているため、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たします。

- ・児童生徒が、自身を個性的存在と認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすこと
- ・児童生徒が、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けること

### (2) 生徒指導の目的と自己指導能力

#### 〔生徒指導の目的〕

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導において「発達を支える」とは、次の発達を含む包括的なものです。

- ・心理面（自信・自己肯定感等）
- ・学習面（興味・関心・学習意欲等）
- ・社会面（人間関係・集団適応等）
- ・進路面（進路意識・将来展望等）
- ・健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）

生徒指導の目的を達成するためには児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要です。

#### 〔自己指導能力〕

児童生徒が深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力。

児童生徒は、学校生活における多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、学ぶことや生きること、働くことなどの価値や課題を見だし、その過程において、自らの生き方や人生の目標が徐々に明確になります。

学校から学校への移行、学校から社会への移行においても、主体的な選択・決定を促す自己指導能力が重要です。

## 生徒指導の実践上の視点

自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦することや多様他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導を実践する際は、次の4つの視点に留意します。

### (1) 自己存在感を感受

児童生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型であり、個人が集団に埋没してしまう危険性があるため、学校生活のあらゆる場面で、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を児童生徒が実感することが大切です。

また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者に認められたという自己有用感を育むことも大切です。

### (2) 共感的な人間関係の育成

学級・ホームルーム経営の焦点は、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団をどのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということに置かれます。

生徒指導は、失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが土台となるため、自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要となります。

# 1 生徒指導の基礎

## (3) 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べたり、調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートしたりするなど、自ら考え、選択し、決定する（発表する）、制作する等の体験が何より重要です。

そのため、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、児童生徒の自己決定の場を広げていくことが求められます。

## (4) 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級(ホームルーム)で安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要があります。

他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではありません。

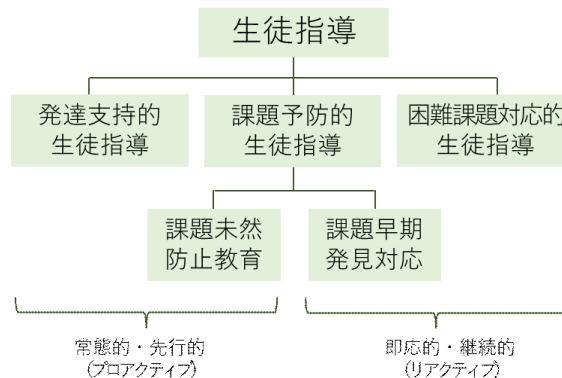
教職員の支援のもとで、互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活を送れるような風土を、児童生徒が自らつくり上げるようにすることが大切です。

そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもありません。

## 生徒指導の分類・構造

生徒指導は、児童生徒への課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から分類することで構造化することができます。

生徒指導を分類すると、次の図のようになります。



## (1) 生徒指導の2軸

児童生徒の課題への対応の時間軸に着目すると、次のように2分されます。

- **先手型の常態的・先行的(プロアクティブ)生徒指導**
  - ・ 日常の生徒指導を基盤とする「発達支持的生徒指導」
  - ・ 組織的・計画的な「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」
- **事後対応型の即応的・継続的(リアクティブ)生徒指導**
  - ・ 課題の予兆的段階や初期状態における指導・援助を行う「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」
  - ・ 深刻な課題への切れ目のない指導・援助を行う「困難課題対応的生徒指導」

## (2) 生徒指導の3類

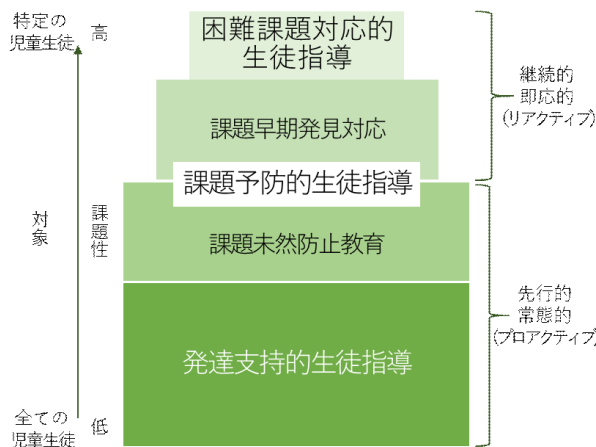
生徒指導の課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類から分類すると、次のようになります。

- 全ての児童生徒の発達を支える「発達支持的生徒指導」
- 全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含む「課題予防的生徒指導」
- 深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う「困難課題対応的生徒指導」

## (3) 生徒指導の4層

2軸3類に加えて、生徒指導の対象となる児童生徒の範囲から、次の図のように、4層から成る生徒指導の重層的支援構造で示したものです。

### 生徒指導の重層的支援構造



# 1 生徒指導の基礎

## 発達支持的 生徒指導

全ての児童生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動で進められるものです。

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動で進められる生徒指導の基盤となるものです。

「発達支持的」というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示しています。

これは、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立ったものであり、「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達」に対する働きかけを行います。

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒へのあいさつ、声かけ、励まし、賞賛、対話、授業、行事等を通した個と集団への働きかけが大切です。

例えば、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成や、自己の将来をデザインするキャリア教育の推進など、共生社会の一員となるための市民性教育や人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけを行います。

このような働きかけを、学習指導と関連付けて、意図的に各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等と密接に関連させて取組を進める場合もあります。

## 課題予防的 生徒指導

全ての児童生徒を対象とした課題未然防止教育と、気になる一部の児童生徒を対象とした課題早期発見対応とで構成されます。

### (1) 課題未然防止教育

課題未然防止教育は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。

具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当し、生徒指導部を中心に、年間指導計画に位置付け、実践することが重要です。

### (2) 課題早期発見対応

課題発見早期対応は、課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないよう、初期の段階で諸課題を発見し、対応します。

例えば、「成績の急落」「遅刻・早退・欠席の増加」「身だしなみの変化」などが生じる児童生徒に対して、いじめ、不登校、自殺などの深刻な事態に至らないように、早期に教育相談や家庭訪問などを行い、実態に応じて迅速に対応します。

早期発見では、いじめのアンケート等の質問紙に基づくスクリーニングテストなどにより、気になる児童生徒を発見し、指導・援助につなげます。

早期対応では、学級（ホームルーム）担任が、生徒指導主事等と協力して、機動的に課題解決を行うチームで対応します。

## 困難課題 対応的 生徒指導

特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、学校が関係機関と連携・協働して対応します。

困難課題対応的生徒指導は、いじめ、不登校、少年非行、児童虐待などの課題に対して、特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、学校（教職員やSC・SSW）だけでなく、教育委員会、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関と連携・協働して課題対応を行います。

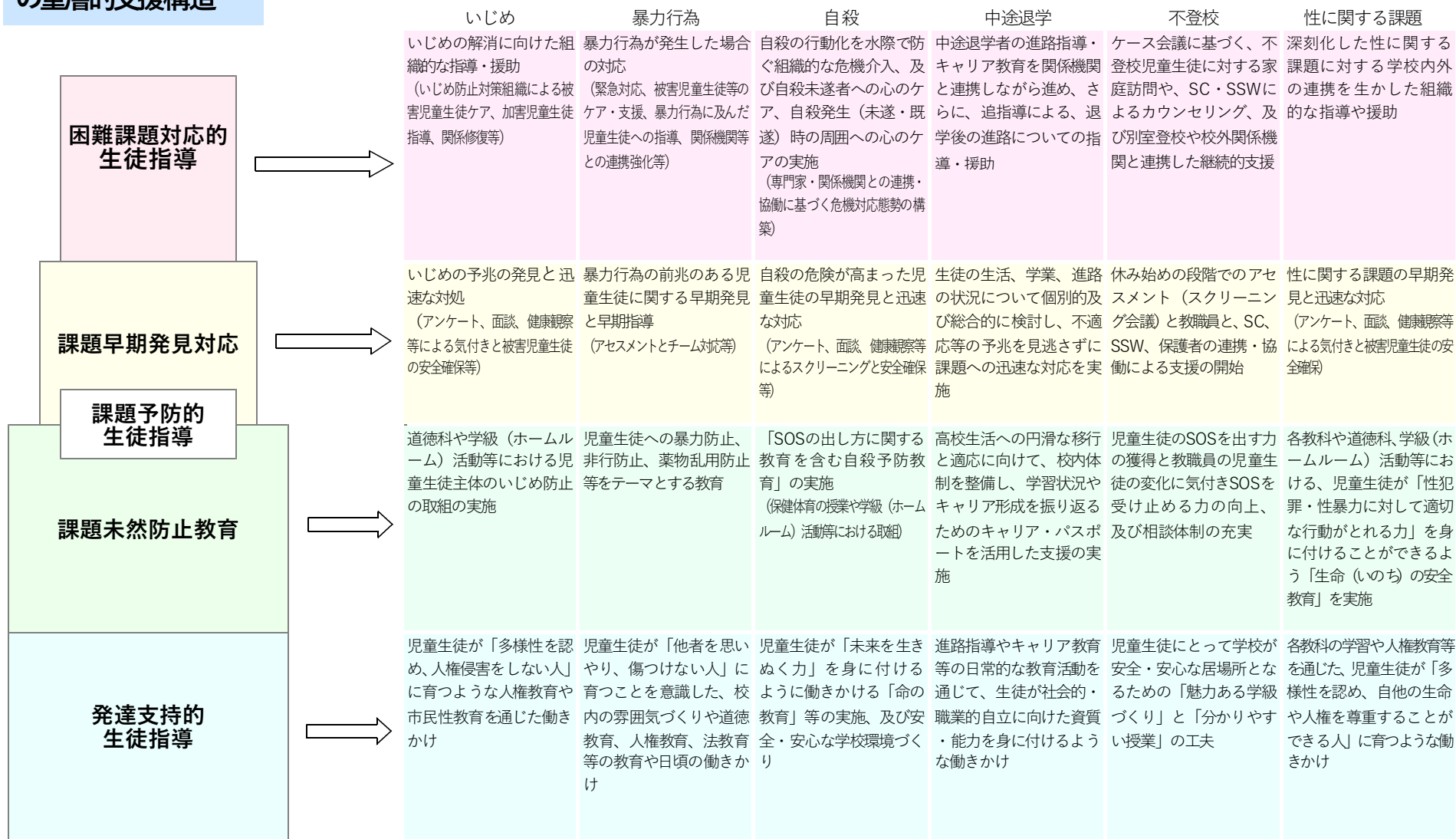
児童生徒の課題の背景には、個人的要因（性格や社会性、学習障がい・注意欠陥多動性障がい・自閉症などの発達障がい等）、家庭的要因（児童虐待・家庭内暴力・経済的困難等）、人間関係に関する要因など、様々な要因が絡んでいることから、学校では、課題の背景を理解した上で、課題に応じて管理職、生徒指導主事、学級（ホームルーム）担任、養護教諭、SC、SSW等の専門家で構成される校内連携型支援チームや、関係機関等との連携・協働によるネットワーク型支援チームを編成し、計画的・組織的・継続的な指導・援助を行うことが求められます。

生徒指導は、課題を認知したらすぐに対応する、困難な課題に対して粘り強く取り組むというイメージが、今も根強く残っていますが、いじめ重大事態や自殺の増加などの喫緊の課題に対して、課題が起きてからどう対応するかという以上に、どうすれば課題が起きないようにするのかという点に注力することが大切です。

発達支持的生徒指導や課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながり、課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）や困難課題対応的生徒指導を広い視点から捉え直すことが、発達支持的生徒指導につながるという円環的な関係にあります。

# 1 生徒指導の基礎

## 生徒指導上の諸課題の重層的支援構造





# 1 生徒指導の基礎

## 児童生徒理解

生徒指導の基本は、教職員の児童生徒理解であり、次の3点に留意することが大切です。

### (1) 複雑な心理・人間関係の理解

経験のある教職員でも、児童生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは非常に難しく、また、授業や部活動などで日常的に児童生徒に接していても、児童生徒の感情の動きや児童生徒相互の人間関係を把握することは容易ではありません。

そのため、いじめや児童虐待など、生徒指導の諸課題の未然防止は、教職員の児童生徒理解の深さが鍵となります。

### (2) 観察力と専門的・客観的・共感的理解

児童生徒理解においては、心理面、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解することが重要であり、学級（ホームルーム）担任の日ごろのきめ細かい観察力が、指導・支援の成否を大きく左右します。

また、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SCやSSWの専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切です。

その他、生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効です。

教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要です。

### (3) 児童生徒と保護者・教職員の相互理解の重要性

的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒と保護者、教職員が互いに理解を深めることが大切です。児童生徒や保護者が、教職員に対して、信頼感を抱かず、心を閉ざした状態では、広く深い児童生徒理解はできません。

児童生徒や保護者に対して、教職員が積極的に生徒指導の方針や意味などについて説明・発信して、教職員や学校の考えについての理解を図ることが必要です。

例えば、授業や行事で教職員が自己開示をする、定期的な学級・ホームルーム通信を発行することなどを通して、児童生徒や保護者に教職員や学校に対する理解を促進することが大切です。

## 集団指導と個別指導

集団指導と個別指導については次の指導原理に基づいて行われるため、教職員間で指導についての共通理解を図ることが必要です。

集団指導と個別指導は、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用により、児童生徒の力を最大限に伸ばし、児童生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けることができるようにするという指導原理に基づいて行われます。

### (1) 集団指導

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図ります。

児童生徒が役割分担の過程で、各役割の重要性を学びながら協調性を身に付けることができ、自らも集団の形成者であることを自覚し、

互いが支え合う社会の仕組みを理解するとともに、集団において、自分が大切な存在であることを実感します。

指導においては、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解し合い、集団の目標に向かって成長できる集団をつくるのが大切であるため、教職員は、児童生徒一人一人が、次のことができることを基盤とした集団づくりの工夫が必要です。

- ・安心して生活できる
- ・自己決定の機会をもてる
- ・達成感・成就感をもつことができる
- ・他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける
- ・自己肯定感・自己有用感を培うことができる
- ・集団での存在感を実感できる など

### (2) 個別指導

個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮することの二つの概念があります。

授業など集団で一斉に活動をしている場面において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することも個別指導と捉えられます。

集団に適応できない場合など、課題への対応を求める場合は、集団から離れて行う個別指導の方がより効果的に児童生徒の力を伸ばす場合も少なくありません。

中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において指摘されているように、生徒指導上の課題増加等への対応を含め、誰一人取り残さない生徒指導が求められており、今後、個の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導が大切となります。

# 1 生徒指導の基礎

## ガイダンスと カウンセリング

生徒指導の集団指導と個別指導と関連して、学習指導要領「総則」において、ガイダンスとカウンセリングの双方による支援が明記されました。

学習や生活の基盤として、教師と児童（生徒）との信頼関係及び児童（生徒）相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級（ホームルーム）経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童（生徒）の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応したカウンセリングの双方により、児童（生徒）の発達を支援すること。

生徒指導上の課題としては、小1プロブレムや中1ギャップのほか、人間関係での悩み、心理・進路面での不安や悩みを抱えることも少なくありません。

### □ ガイダンスの観点から

学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関して、組織的・計画的に全ての児童生徒に情報提供や説明を行います。場合によっては、社会性の発達を支援するプログラムなどを実施します。

### □ カウンセリングの観点から

児童生徒一人一人の生活や人間関係などに関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性について自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための相談・助言等を個別に行います。

ガイダンスとカウンセリングは、教員やSC等が協働して行う生徒指導において、児童生徒の行動や意識の変容を促し、一人一人の発達を促す働きかけとしての両輪として捉えることができます。

## チーム支援 による組織 的対応

課題早期発見対応や困難課題対応の生徒指導における組織的対応の有効な方法の一つとして、チーム支援があります。

深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するためには、学級（ホームルーム）担任が一人で問題を抱え込まずに、生徒指導主事等と協力して、機動的連携型支援チームで対応することが求められています。

対応が難しい場合は、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC、SW等、校内の教職員が連携・協働した校内連携型支援チームによる組織的対応が重要となります。

さらに、学校だけでは解決が困難な深刻な課題については、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域の社会資源を生かした組織的対応が必要になります。

チームによる指導・支援に基づく組織的対応によって、早期の課題解決を図り、再発防止を徹底することが重要です。

### (1) チーム支援の特色

チーム支援の特色として、次の2点が挙げられます。

1点目として、生徒指導上の課題を抱える児童生徒一人一人に対して、保護者、学校内の複数の教職員、関係機関の専門家、地域の人々等が、アセスメントに基づいて、支援チームを編成して、課題予防的生徒指導や困難課題対応の生徒指導を行います。

2点目として、チーム支援のプロセスは  
①チーム支援の判断とアセスメントの実施  
②課題の明確化と目標の共有  
③チーム支援計画の作成  
④支援チームによる実践  
⑤点検・評価に基づく支援の終結・継続と捉えることができます。

### (2) チーム支援の留意点

チーム支援においては、児童生徒の学習情報、健康情報、家庭情報等極めて慎重な取扱いを要する個人情報を扱います。そのため、守秘義務や説明責任等に注意をしなければなりません。

次の3点は、チーム支援のみならず、生徒指導全般にも共通する留意事項です。

#### □ 合意形成と目標の共通理解

チーム支援に関して、事前に保護者等と「何のために」「どのように進めるのか」「情報をどう扱い、共有するのか」という点で合意形成や共通理解を図ります。

#### □ 守秘義務と説明責任

参加するメンバーは、個人情報を含め、チーム支援において知り得た情報を守秘しなければなりません。守秘義務の徹底が重要です。学校や教職員は保護者や地域社会に対して、説明責任を有し、情報公開請求に応えることも求められます。

#### □ 記録保持と情報セキュリティ

会議録、各種調査票、チーム支援計画シート、教育相談記録等を的確に作成し、規定の期間保持することが必要であり、これらの情報資産は、自治体が定める教育情報セキュリティポリシー等に準拠して慎重に取り扱うことが求められます。

# 1 生徒指導の基礎

## 教職員集団の同僚性

組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤となります。

### (1) 教職員の受容的・支持的・相互扶助的な人間関係

組織的・効果的な生徒指導を行うには、次のような教職員間の受容的・支持的・相互扶助的な人間関係が形成され、組織として一体的な動きがとれるかどうかを鍵となります。

- ・教職員が気軽に話ができる。
- ・生徒指導実践について困ったときに、同僚教職員やスタッフに相談にのってもらえる。
- ・改善策や打開策を親身に考えてもらえる。
- ・具体的な助言や助力をしてもらえる。

また、職能開発という点からも、教職員が絶えず自らの生徒指導実践を振り返り、相互に意見を交わし合い、学び合える同僚関係が不可欠です。

### (2) 教職員のメンタルヘルスの維持

生徒指導では、未経験の課題性の高い対応に迫られることがあります。そのため、

- ・自分の不安や困り感を同僚に開示できない。
- ・素直に助けてほしいと言えない。
- ・努力しているが解決の糸口が見つからない。
- ・自己の実践に肯定的評価がなされない。

などにより、強い不安感、焦燥感、閉塞感、孤立感を抱き、心理的ストレスの高い状態が継続することがあります。この状態が常態化すると、バーンアウト（燃え尽き症候群）のリスクが高まります。

不安や苦しみを自覚したときに、一人で抱え込まず、SCも含めて身近な教職員に相談できる職場の雰囲気や体制を整備することが大切です。

## 生徒指導のマネジメント

生徒指導を切れ目なく、効果的に実践するためには、学校評価を含む生徒指導のマネジメントサイクルを確立することが大切です。

### (1) PDCAサイクルでの取組

はじめに「児童生徒がどのような態度や能力を身に付けるように働きかけるか」「何を生徒指導の重点とするか」等の目標を設定します。

設定した目標を基に、「生徒指導計画の策定（Plan）」「実施（Do）」「点検・評価（Check）」「改善（Action）」へとつなげます。

### (2) PDCAサイクルでの留意点

PDCAサイクルの推進に当たっては、管理職のリーダーシップと、保護者の学校理解や教職員理解が重要です。その際、次のことに留意します。

- **生徒指導に関する明確なビジョンの提示**  
校長は、組織マネジメントの観点から、学校、家庭、地域の実態に基づいて、生徒指導の目標や育成したい児童生徒像に関する明確なビジョンを校内外に提示し、一体感を醸成すること。
- **モニタリングと確実な情報共有**  
実施段階では、管理職によるきめ細かい教職員のモニタリングが求められるため、各教職員との確実な情報共有、委員会・部会・学年会等の議事内容の理解が大切になること。
- **保護者の学校理解と教職員理解**  
学校における生徒指導の効果を発揮するためには、保護者による学校や教職員への理解が鍵となるため、学校のホームページ等により、生徒指導の目標理解や協力のお願ひ、児童生徒の実態に関する情報を発信し共有を図ること。

## 家庭や地域の参画

生徒指導は、家庭や地域及び関係機関等との連携・協働を密接に進め、「社会に開かれた生徒指導」として推進を図ることが重要です。

### (1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を通じて、保護者や地域の人々等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みを置く学校のことで。

保護者や地域の人々等の意見を学校運営に反映させるための協議や基本方針の承認を行うことを通じて、生徒指導の課題や重点目標の共通理解、具体的な教育活動の案出、家庭と地域との連携・協働、評価と改善事項等を地域と学校が共有して具体的な取組へとつなげることが可能となります。

保護者や地域の人々が学校や教育委員会に意向を伝えるとともに、学校からも保護者や地域の人々に意向を伝えることが、具体的な取組を推進する上で重要です。

### (2) 地域学校協働活動（学校を核とした地域づくり）の活用

地域学校協働活動とは、地域の高齢者・成人・学生・保護者・PTA・NPO・民間企業、団体・機関等の幅広い地域の人々等の参画を得て、地域全体で児童生徒の学びや発達を支えることです。

登下校の見守り、多様な教育的ニーズのある児童生徒への学習支援、放課後や土曜日等における学習プログラムの提供、職場体験の場の提供等、学校と地域が連携・協働することによって、生徒指導を地域社会全体で行うことが可能になります。



# 「1 生徒指導の基礎」のまとめ

## 生徒指導の定義

(P.2)

- 生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行うこと

## 生徒指導の目的

(P.2)

- 生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること

## 自己指導能力

(P.2)

- 児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力

## 自己指導能力の獲得を支える生徒指導の実践上の視点

(P.2)

- 多様な教育活動をとおして、児童生徒が主体的に挑戦することや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感すること
- 実践上の視点は、「自己存在感を感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安心・安全な風土の醸成」

## 生徒指導の構造

(P.3)

- 生徒指導は、2軸（課題への対応の時間軸に着目）3類（課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類から分類）、4層（2軸3類に加えて、生徒指導の対象となる児童生徒の範囲から、4層から成る重層的支援構造で示したもの）に分類

## 生徒指導の分類

(P.4)

- 「発達支持的生徒指導」は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動で進められる生徒指導の基盤
- 「課題予防的生徒指導」は、全ての児童生徒を対象に生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、教育プログラムを実施する「課題未然防止教育」と、気になる一部の児童生徒を対象に、初期段階で課題を発見し、対応する「課題早期発見対応」で構成
- 「困難課題対応的生徒指導」は、特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、学校だけでなく関係機関等と連携・協働して進める対応

## 児童生徒理解

(P.6)

- 児童生徒理解は、生徒指導の基本であり、「複雑な心理・人間関係の理解」「観察力と専門的・客観的・共感的理解」「児童生徒と保護者による教職員理解の重要性」に留意すること

## 集団指導と個別指導、チーム支援による組織的対応

(P.6)

- 集団指導と個別指導は、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用により、児童生徒の力を最大限に伸ばし、児童生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けることができるようにするという指導原理に基づいて実施
- 深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するため、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに、生徒指導主事等と協力して、機動的連携型支援チームで対応

## 教職員集団同士の同僚性、生徒指導のマネジメント等

(P.8)

- 組織的・効果的な生徒指導を行うには、教職員間の受容的・支持的・相互扶助的人間関係が形成され、組織として一体的な動きがとれるかどうかが鍵
- 学校評価を含む生徒指導のマネジメントサイクルを確立し、生徒指導を切れ目なく、効果的に実践
- 生徒指導は、家庭や地域及び関係機関等との連携・協働を密接に進め、社会に開かれた生徒指導として推進



## 2 生徒指導と教育課程

### 児童生徒の 発達を支える 教育課程

学習指導要領において、児童生徒の発達を支える視点に立つことの重要性が示されています。

教育活動の多くは、いわゆる「授業」という形で行われるため、とすれば学習指導の場というイメージが強く働き、生徒指導との関係が十分に踏まえられないことも少なくありませんが、学習指導の目的を達成する上で、また、生徒指導上の諸課題を生まないためにも、教育課程における生徒指導の働きかけが欠かせません。

そのため、教育課程の編成や実施に当たっては、学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、相互に関連付けながら、どうすれば両者の充実を図ることができるのか、どうすれば学校教育の目標を実現できるのかを探ることが重要です。

#### (1) 学習指導要領「総則」と生徒指導

学習指導要領において、児童生徒の発達を支える視点に立つことの重要性が示されました。具体的には「総則」に示された次の4点です。

##### □ 学級（ホームルーム）経営の充実

学習や生活の基盤として、教員と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級（ホームルーム）経営の充実を図ること。

ガイダンス（主に集団の場面で必要な指導や援助を行う）と、カウンセリング（個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導や援助を行う）の双方により児童生徒の発達を支援すること。

##### □ 生徒指導の充実

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら生徒指導の充実を図ること。

##### □ キャリア教育の充実

児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことが出来るよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

##### □ 個に応じた指導の充実

児童生徒一人一人の能力・適正・興味・関心、性格等が異なっていることを踏まえ、教員が個々の児童生徒の特性等を十分に理解し、それに応じた指導方法の工夫や、学校の実態に応じた指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

これらのことは、ガイダンスやカウンセリングにより、常態的・先行的（プロアクティブ）及び即応的・継続的（リアクティブ）な活動を通して、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えと同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える」という生徒指導の目的の達成にもつながります。

#### (2) 学習指導と生徒指導

学習指導要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」のバランスの取れた育成を重視しており、学習指導と生徒指導との関連を意識しながら、日々の教育活動を充実していくことが重要です。

このことは、学習指導を担う教員が同時に生徒指導の主たる担い手にもなるという日本型学校教育の特徴を最大限に発揮させるものです。

##### □ 学習指導

児童生徒一人一人に対する理解（児童生徒理解）の深化を図った上で、  
・安全・安心な学校・学級の風土を創り出す  
・児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるようにする  
・教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進める  
・児童生徒の自己選択や自己決定を促す  
といった生徒指導の実践上の視点を生かすことにより、その充実を図っていくことが求められています。

##### □ 生徒指導

「社会の中で自分らしく生きることが出来る存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」という生徒指導の意義を再確認することが求められます。

個別の問題行動等への対応といった課題早期発見対応及び困難課題対応的生徒指導にとどまることなく、全ての児童生徒を対象とした課題未然防止教育、さらには一人一人のキャリア形成等も踏まえた発達支持的生徒指導の視点が重要になります。

学習指導要領の趣旨の実現に向け、全ての子どもたちが自らの可能性を発揮できるように「個別最適な学び」と「協動的な学び」を一体的に充実していく上で、特に発達支持的生徒指導の考え方を生かすことが不可欠です。

## 2 生徒指導と教育課程

### (3) 学級（ホームルーム）経営の充実と生徒指導

教育課程における活動は、学級（ホームルーム）という土台の上で実践されるため、学級（ホームルーム）は、学校における生活集団であり、学習集団であり、生徒指導の実践集団であると捉えることができます。

#### □ 学級（ホームルーム）

学級（ホームルーム）は、児童生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となるものです。

児童生徒は、学校生活の多くの時間を学級（ホームルーム）で過ごすため、自己と学級（ホームルーム）の他の児童生徒との個々の関係や自己と学級（ホームルーム）集団との関係は、学校生活そのものに大きな影響を与えることとなります。

教員は、個々の児童生徒が、学級（ホームルーム）内でよりよい人間関係を築き、学級（ホームルーム）の生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めることができるように、学級（ホームルーム）内での個別指導や集団指導を工夫することが求められます。

#### □ 学級（ホームルーム）経営

学級（ホームルーム）経営の内容は多岐にわたりますが、学級（ホームルーム）集団としての質の高まりを目指したり、教員と児童生徒、児童生徒相互のよりよい人間関係を構築しようとしたりすることが中心的な内容と言えます。

学級（ホームルーム）担任は、学校の教育目標や学級（ホームルーム）の実態を踏まえて作成した学級（ホームルーム）経営の目標・方針に即して、必要な諸条件の整備を行い、学級（ホームルーム）経営を展開します。

その点において、児童生徒が自主的・実践的によりよい生活や人間関係を形成しようとして展開される特別活動は、結果として児童生徒が主体となって集団の質を高めたり、より深い人間関係を形成したりすることにつながります。

学級（ホームルーム）経営は、年度当初から始まる生活づくりを通して、共に認め・励まし合い・支え合える集団にしていくことです。これは、児童生徒の居場所をつくり、皆で考え、支え合い、創造できるような集団を育てることであり、生徒指導の実践集団を育てることであります。

その際に、児童生徒の発達を支えるという視点が重要になります。なぜなら、児童生徒は、それぞれが直面する課題を解決することによって自己実現し、自己指導能力を育んでいくからです。学級（ホームルーム）経営で行う生徒指導は、発達支持的生徒指導と課題未然防止教育を実践することに他なりません。

#### □ 学級（ホームルーム）活動における自発的・自治的な活動

学級（ホームルーム）経営では、児童生徒自身が学級や学校生活、人間関係をよりよいものにするために、皆で話し合い、皆で決めて、皆で協力して実践することを通じて、学級（ホームルーム）の友達の良いところに気付いたり、良好な人間関係を築いたり、学級（ホームルーム）の雰囲気がよくなったりすることを実感することが大切です。

このように学級（ホームルーム）活動における自発的・自治的な活動を通して、学級（ホームルーム）経営の充実を図ることで、学級（ホームルーム）において、お互いを尊重し合う温かい風土が醸成されます。こうした主体的な活動を通して、お互いを尊重し合い、よさや可能性を発揮し合えるような学級（ホームルーム）

集団となることが、個々の児童生徒が自己有用感や自己肯定感などを獲得することにつながります。

#### □ 規範意識の醸成

一人一人の児童生徒が発達課題を通して自己実現するためには、児童生徒自身による規範意識を醸成することも大切です。児童生徒が規範意識を身に付けることが、児童生徒にとって安全・安心な居場所づくりへとつながるからです。

このような学級（ホームルーム）においてこそ、安心して自らの意見を述べたり、自己の仮説を発表したり、他者の意見や考えを共感的に受け止めたりすることが可能になります。自ら考え、選択し、決定し、発表し、実践する体験としての学びの循環を通じて、児童生徒が主体的・自律的な選択・決定をしていく基盤となる自己指導能力を身に付けていくことになります。

なお、全ての児童生徒を対象としたいじめ等の課題の未然防止教育は、自己指導能力を育てるとともに、自己の在り方生き方や進路に関わる教育とも言えるものです。児童生徒の社会的自己実現を支える教育は、キャリア教育（進路指導）と密接に関連し、相互に作用し合うものです。

そのため、キャリアを形成していく上で必要な基礎的・汎用的能力を児童生徒が身に付けることを、学級（ホームルーム）経営の中に位置付けて実践することも重要です。

また、学校経営の中に生徒指導の視点がしっかりと位置付けられ、それに基づいた学年の取組や学級（ホームルーム）経営が教職員の共通理解に基づいて行われ、さらには個々の教職員の指導や援助が行われることが求められます。

## 2 生徒指導と教育課程

### 教科の指導と生徒指導

各教科等には目標や内容が設定されており、それらは学校教育全体の目標を踏まえたものであるため、生徒指導の目的と重なり合うものがあります。

教科指導を進めるに当たっては、各教科等の目標と生徒指導のつながりを意識しながら指導を行うことが重要です。

また、授業を進める当たっては、個々の児童生徒の習熟の程度など、その学習状況を踏まえた個に応じた指導に取り組むとともに、児童生徒間の交流を図るなど、集団指導ならではの工夫をこらし、生徒指導を意識した授業を行うことが大切です。

#### (1) 個に応じた指導の充実

児童生徒に学習内容を確実に身に付けることができるようにするためには、児童生徒や学校の実態を考慮し、個に応じた指導を充実することが重要です。

そのためには、興味・関心、学習意欲や授業への参加状況、学習上のつまづきの原因の把握など、児童生徒一人一人の学習状況のきめ細かな把握に努めることが求められます。

例えば

- ・学習内容の習熟に課題がある場合には、単に学習内容が分からない場合だけでなく、特別支援教育に関連する発達上の理由が生じている。
- ・児童生徒が授業で積極的に発言をしない、グループ活動で消極的な態度が見られる場合には、その背景に友人関係での悩みがあるなどの場合が考えられます。

児童生徒一人一人に対するきめ細かで、継続的で確かな児童生徒理解に基づく個に応じた指導の充実は、生徒指導の面からも不可欠です。

#### (2) 児童生徒理解を基盤とした教科の指導

##### □ 児童生徒理解に関する情報の収集

教科指導に児童生徒理解を通じて得た情報を生かすには、情報収集方法の工夫が必要です。

##### ・授業観察からの主観的情報の収集

授業者である教員だけでなく、同僚教員や管理職が授業観察を行い、学習の雰囲気や気になる児童生徒の言動などをメモや一定の観察記録票で収集

##### ・課題、テスト等からの客観的情報の収集

授業での課題、小テスト、中間・期末試験、生活実態調査、いじめアンケート調査、進路希望調査、生活日誌などで収集

##### ・出欠、保健室の利用等からの客観的情報の収集

出欠、遅刻、早退、保健室の利用実態で収集

##### □ チームによる分析と共通理解

教科の授業において個に応じた指導を実践するには、授業に関連する児童生徒理解を通じて得た情報に基づき、次のことを明確にして、関連する教職員が情報共有し、チームで取り組むことが望まれます。

- ・当該児童生徒に対する配慮事項
- ・指導や支援の目標の設定
- ・具体的な指導・支援の方法

#### (3) 教科の指導と生徒指導の一体化した授業づくり

授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場となります。教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは、生徒指導の実践上の視点である、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した実践です。

##### □ 自己存在感の感受を促進する授業づくり

授業において、自分を肯定的に捉える自己肯定感や、認められたという自己有用感を育む工夫が求められます。

学習状況等に基づく「指導の個別化」や児童生徒の興味・関心、キャリア形成の方向性等に応じた「学習の個性化」により、個別最適な学びを実現できるように授業を工夫することが大切です。

##### □ 共感的な人間関係を育成する授業

授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくことが大切です。

授業を通して実現される共感的な人間関係が育つ学習集団づくりは、いじめや非行の防止等の基盤になります。

##### □ 自己決定の場を提供する授業づくり

授業場面で児童生徒が自らの意見を述べたり、調べ学習等において自己の仮説を検証し、まとめるたりすることを通して、自ら考え、選択し、決定する力が育ちます。

教員は、児童生徒に意見発表の場を提供したり、児童生徒間の対話や議論の機会を設けたりするなど、児童生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たすことも重要です。

##### □ 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

授業において、児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮することも不可欠です。

授業は一般に学級（ホームルーム）単位で行われるため、一人一人の児童生徒が安心・安全に学べるよう学級（ホームルーム）集団が児童生徒の「心の居場所」になることが望まれます。



### 3 チーム学校による生徒指導体制

#### チーム学校として機能する学校組織

チーム学校が求められる背景として、「資質・能力を育む教育課程の実現」「複雑化・多様化した課題の解決」「子どもと向き合う時間の確保等」に向けた体制整備が挙げられています。

チーム学校とは、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、児童生徒に必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」です。

「チーム学校」を実現するためには、次の視点が必要です。

- ・教育に関する専門性を共通の基盤としてもちつつ、それぞれの得意分野を生かし、チームとして機能すること
- ・心理や福祉等の専門スタッフを学校の教育活動の中に位置付け、教員と専門スタッフとの連携・協働の体制を充実させること
- ・校長のリーダーシップが必要であり、学校のマネジメント機能をこれまで以上に強化すること
- ・校長の権限を適切に分担する体制や校長の判断を補佐する体制の整備によって、管理職もチームとして取り組むこと
- ・教職員の専門性を高め、それを発揮するための環境を整備すること
- ・教職員間に同僚性を形成すること

これらの視点から生徒指導体制を構築することにより、「児童生徒一人一人の発達を支える取組を組織的に進める」生徒指導が可能となります。

学校がチームとして機能するためには、教職員同士はもとより、教職員と多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが求められ、実現するためには、次のような姿勢が求められます。

#### (1) 一人で抱え込まない

一人でやることには限界があるため、一人で仕事をこなさなくてはならないという思い込みを捨てて組織で関わることで、児童生徒理解も対応も柔軟できめ細かいものになる。

#### (2) どんなことでも問題を全体に投げかける

些細なことでも、校務分掌会議や学年会、職員会議、ケース会議等に報告し、常に問題を学年全体、学校全体として共有する。

#### (3) 管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる

トップダウンのピラミッド型組織ではなく、情報の収集と伝達を円滑に進めるためのネットワークを学校内外につくる。その際、連携した行動の核となる司令塔（コーディネーターの役割を果たすミドルリーダー）の存在がなくてはじめて、役割分担に基づく行動が可能になる。

#### (4) 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする

思いこみや独善を排するためには、常に自分の考えや行動を自己点検する必要があるが、一人での振り返りには限界があるため、同僚の教職員間で継続的に振り返りを行うことで、自身の認知や行動の特性を自覚することができ、幅広い他者との協働が可能となる。

#### 学年・校務分掌を横断する生徒指導体制

生徒指導は、生徒指導部の取組だけで完結するものではなく、全ての教職員が担うものであり、学校全体で取り組むことが必要です。

児童生徒と直接関わることが多い学級（ホームルーム）担任は、学級（ホームルーム）経営を充実させることはもとより、同僚間で相互に学び合うことが求められています。

教職員同士が支え合う学校環境を形成することにより、校内の情報やビジョンの共有、生徒指導や教育相談等の充実が図られ、結果的に児童生徒に肯定的な影響を及ぼすことが可能となります。

そのため、生徒指導体制づくりでは、生徒指導部の取組のみに着目するものではなく、学年団や各分掌がそれぞれ組織として実効的に機能する体制をつくるとともに、学年や校務分掌を横断するチームを編成し、生徒指導の取組を推進することが重要です。

その際、校長・副校長・教頭等をはじめとする管理職のリーダーシップの下で、学年主任や生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーターなどのミドルリーダーによる横のつながり（校内連携体制）が形成されることが不可欠の前提となります。

生徒指導体制づくりにおいて大切な3つの基本的な考え方は次のとおりです。



### 3 チーム学校による生徒指導体制

#### (1) 生徒指導の方針・基準の明確化・具体化

児童生徒に身に付けさせたい基本的な生活習慣を含めて、生徒指導の方針・基準に一貫性をもち、明確にし、具体化することです。

学校の教育目標を達成するための各取組について足並みを揃えるために、各学校で「生徒指導マニュアル」や「生徒指導基本指針」等を作成し、教職員によって目標が異なるバラバラの実践を防止します。

方針・基準の作成に当たっては、  
・学校や児童生徒の実態把握に基づいて目標設定を行うこと  
・児童生徒や保護者、地域の人々の声にできる限り耳を傾けて合意形成を図ることが大切です。

実態を無視して、方針・基準だけが硬直化して運用される場合（例えば、児童生徒の実態にそぐわない厳しすぎる校則等）には、児童生徒の成長・発達にマイナスに働くことがあることに留意する必要があります。

また、方針・基準を作成後、児童生徒と保護者、地域の人々に周知（学校ホームページ掲載等）し、理解を得る努力をすることが大切です。

#### (2) 全ての教職員による共通理解・共通実践

学校の教育目標として「どのような児童生徒がどのような力や態度を身に付けることができるように働きかけるか」という点についての共通理解を図り、共通理解された目標の下で、児童生徒に対して、粘り強い組織的な指導・援助を行っていくことが重要です。

実践に当たっては、児童生徒を取り巻く環境や発達段階を丁寧に理解した上で、全校的な取組を進めることが求められます。

その際、働きかけを効果的なものにするためには教職員と児童生徒、教職員と保護者、教職員同士の信頼関係の形成に努めることが不可欠です。

#### (3) PDCAサイクルに基づく運営

生徒指導体制の下で進められている取組が児童生徒にとって効果的なものとなっているか、定期的に点検し、振り返りに基づいて取組を更新し続けることが大切です。

「(1) 生徒指導の方針・基準の明確化・具体化」や「(2) 全ての教職員による共通理解・共通実践」は、一度確定したり、確認したりしたら、それで終わりというものではありません。

児童生徒や保護者、教職員の声（アンケート回答データ等）を踏まえて、不断の見直しと適切な評価・改善を行うことが求められます。

取組の点検のために実施する児童生徒へのアンケート内容としては、学校に対する所属意識や愛着、学校への安心・安全感、教職員や学校に関わる大人との関係性、同級生や先輩・後輩との人間関係、いじめの被害や加害の経験等が挙げられます。学校の環境や地域とのつながり等について点検を行う場合は、保護者を対象にアンケートを実施することも有効です。

教職員に対しても、生徒指導の取組や学校環境（教職員同士の学び合い、課題や目標の共有等）への意識について確認し、生徒指導体制を整え、充実させていく上での手がかかりにすることも大切です。

#### 生徒指導のための教職員の研修

生徒指導体制を充実させるためには、全教職員が問題意識や生徒指導の方針・基準を共有し、生徒指導を着実かつ的確に遂行することが求められ、その基盤となるのが研修です。

#### (1) 校内における研修

全教職員が参加して行う校内研修は、教育理念や教育方法、生徒指導の方針・基準などについて共通理解を図り、日常的な指導のための共通基盤を形成することを目的とします。

全教職員が参加して行う研修以外にも、生徒指導を主として担当する複数の教職員（生徒指導部単独、関連する他の校務分掌と合同）によって行われる研修等があります。

#### (2) 校外における研修

主として教育委員会等によって主催されます。生徒指導を適切に行う資質や能力は、全ての教職員に必要とされるため、初任段階教員研修など、あらゆる段階の研修内容に盛り込まれています。

生徒指導主事や教育相談コーディネーターなど、校務分掌組織でリーダーシップを発揮することが求められる教職員を対象とした研修も行われています。

#### (3) 生徒指導に関する研修の方向性

研修の方向性として、個人の職能開発だけでなく、組織学習の視点に立つことも必要です。教職員一人一人の生徒指導上の力量形成を図ることは重要ですが、組織学習においては、学校の継続的改善に力点が置かれます。個人の職能開発だけでなく、学校が継続的に自らの組織を改善していくためには、学校が「学習する組織」へと変容して行くことが大切です。

## 「2 生徒指導と教育課程」のまとめ

### 児童生徒の発達を支える教育課程 (P.10)

- 教育課程の編成や実施に当たっては、学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、相互に関連付けながら、どうすれば学校教育の目標を実現できるのかを探ること
- 学習指導要領「総則」に示された「学級（ホームルーム）経営の充実」「生徒指導の充実」「キャリア教育の充実」「個に応じた指導の充実」は、生徒指導の目的の達成にもつながること
- 学級（ホームルーム）は、児童生徒にとって学校生活の基盤となるものであることから、教員は、児童生徒が人間関係を築き、生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高めることができるように個別指導や集団指導を工夫すること
- 学級（ホームルーム）経営は、児童生徒の居場所をつくり、皆で考え、支え合い、創造できるような集団を育てることもあること

### 教科の指導と生徒指導 (P.12)

- 授業を進める当たっては、個々の児童生徒の学習状況を踏まえた、個に応じた指導に取り組むとともに、児童生徒間の交流を図るなど、集団指導ならではの工夫をこらし、生徒指導を意識した授業を行うこと
- 個に応じた指導を充実するためには、授業への参加状況、学習上のつまずきの原因の把握など、児童生徒一人一人の学習状況のきめ細かな把握に努めること
- 教科指導に児童生徒理解を通じて得た情報を生かすには、情報収集方法の工夫が必要であり、授業において個に応じた指導を実践するには、授業に関連する児童生徒理解を通じて得た情報を教職員で共有し、チームで実践すること
- 授業はすべての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場となること。また、教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは、生徒指導の実践上の視点である、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を意識した実践をすること

## 「3 チーム学校による生徒指導体制」のまとめ

### チーム学校として機能する学校組織 (P.13)

- チーム学校とは、校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、児童生徒に必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校
- チーム学校を実現するためには、教員と専門スタッフとの連携・協働の体制の充実、校長のリーダーシップと学校マネジメント機能の強化、教職員間の同僚性の形成など視点が必要
- 学校がチームとして機能するためには、教職員同士はもとより、教職員と多職種の専門家や地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが求められ、実現するためには、管理職を中心にミドルリーダーが機能するネットワークの構築や、同僚間での継続的な振り返りなどが必要

### 学年・校務分掌を横断する生徒指導体制 (P.13)

- 教職員同士が支え合う学校環境を形成することにより、校内の情報やビジョンの共有、生徒指導や教育相談等の充実が図られ、結果的に児童生徒に肯定的な影響を及ぼすことが可能
- 生徒指導の取組を推進する体制づくりでは、生徒指導部の取組のみに着目するのではなく、学年団や各分掌がそれぞれ組織として実効的に機能する体制をつくることともに、学年や校務分掌を横断するチームを編成することが重要
- 生徒指導体制づくりでは、生徒指導の方針・基準を明確にして具体化し、全教職員による共通理解のもと、共通の実践を行うとともに、生徒指導体制を定期的に点検し、改善していくことが重要

### 生徒指導のための教職員の研修 (P.14)

- 学校が継続的に自らの組織を改善していくためには、学校が「学習する組織」へと変容していくことが大切であり、研修の方向性としては、個人の職能開発だけでなく、組織学習の視点が求められること

## 4 教育相談体制

### 教育相談の基本的な考え方と活動の体制

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることです。

教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえ、生徒指導と教育相談を一体化させて全教職員が一致して取組を進めることが必要です。そのため、教職員には、次のような姿勢が求められます。

- ・指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ・児童生徒の状態が変われば指導方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
- ・どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点をもつこと。

教育相談は、生徒指導と同様に学校内外の連携に基づくチームの活動として進められます。その際、チームの要となる教育相談コーディネーターの役割が重要です。

#### (1) 校内チーム

チームとして活動する際には、校長の指揮監督の下にあるメンバーで構成される校内チームが基本となります。校内チームは、目的によって次の2つに分類されます。

#### □ 少人数で構成する支援チーム

機動的に支援するために、担任とコーディネーター役の教職員（教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、養護教諭など）を中心に構成

#### □ 多様なメンバーで構成する支援チーム

児童生徒理解や支援方針についての共通理解を図ることを目的としたチームで、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、養護教諭等に、SC、SSWを加え、さらに、学年主任や生徒指導主事など各分掌の主任等で構成

#### (2) 学校外の専門機関等と連携したチーム

学校外には、児童生徒の支援を目的に活動している団体や施設があり、その活動に関する情報を把握し、地域と協力して校外のネットワークを生かしたチーム支援を進めることも大切な視点です。

緊急性の高い事態が発生し、校内だけでは対応が難しい場合には、管理職を含めたケース会議を開き、外部機関との連携の可能性を探ります。その際には、情報の齟齬によって対応がずれないように外部との連絡なども含め、教育相談コーディネーターが情報を一元的に管理することが必要になるため、教育相談コーディネーターが自由に動ける体制を整えることが大切です。

また、SCやSSW、医師、警察職員などは、職能団体が定めた倫理綱領や法によって守秘義務を負っていることを理解し、尊重することが必要です。

その一方で、児童生徒の指導や援助に当たっては、情報の共有は欠かせず、通告の義務が生じる場合もあるため、チームのメンバーは、守秘義務を理由にすることで支援が妨げられないように、必要な情報共有を行うという意識をもつ必要があります。

### 教育相談活動の全校的展開

教育相談は全ての児童生徒を対象に、発達支持・課題予防・困難課題対応の機能をもった教育活動です。

#### (1) 発達支持的教育相談

様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動で、個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものと言えます。

個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、通常の教育活動を発達支持的教育相談の視点を意識しながら実践することも大切で、例えば、特別活動では、「望ましい人間関係の形成」「協働的な問題解決能力の育成」などを目的とする活動が行われ、教科学習でも対人関係スキルや協働的な問題解決能力を身に付けることができる学びが実施されます。

#### (2) 課題予防的教育相談：課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象とした、ある特定の問題や課題の未然防止を目的に行われる教育相談で、例えば、全ての児童生徒を対象に、いじめや暴力防止のためのプログラムを、SCの協力を得ながら生徒指導主事と教育相談コーディネーターが協働して企画し、学級（ホームルーム）担任や教科担任等が中心となって実践する取組などが挙げられます。

#### (3) 課題予防的教育相談：課題早期発見対応

ある問題や課題の兆候が見られる特定の児童生徒を対象とした教育相談で、例えば、発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、あるいは環境的に厳しい状態にある児童生徒を早期に見つけ出し、即応的に支援を行います。具体的には、次のような取組を行います。



## 4 教育相談体制

### ① 早期発見の方法

#### □ 丁寧な関わりと観察

次のようなサインに気付いた場合には、背後に何らかの問題が隠れている可能性を想定して対応することが大切です。

- ・学業成績の変化（成績の急激な下降等）
- ・言動の変化（急に反抗的になる、遅刻・早退が多くなる等）
- ・態度、行動面の変化（行動の落ち着きのなさ、表情のこわばり等）
- ・身体に表れる変化（頭痛、下痢等）

#### □ 定期相談

5分程度の面接であっても、継続することで「定期相談のときに相談できる」という安心感の形成と信頼関係の構築に効果的に作用します。受容的かつ共感的に傾聴することを心がけ、児童生徒理解に努めることが重要です。

#### □ 作品の活用

児童生徒の日記、作文、絵、作品などは、そのときの心理状態、自尊感情の有様、発達の課題など有益な情報を含んでいます。気になる作品等があれば、写真におさめて記録を蓄積したり、他の教職員やSCと一緒に検討したりすることも大切です。

#### □ 質問紙調査

観察や面接などで見落とした児童生徒のSOSを把握するために有効と言えます。観察法と組み合わせた質問紙調査を行うことで、より深い児童生徒理解が可能となります。

### ② 早期対応の方法

#### □ スクリーニング会議

教育相談コーディネーターをはじめ、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養

護教諭、SC、SSWなどが集まり、リスクの高い児童生徒を見出し、必要な支援体制を整備するために開催される会議です。

会議で取り上げることで児童生徒のリスク要因を理解し意識的に見守る教職員の目が増えます。欠席日数、遅刻・早退の回数、保健室の利用回数などスクリーニングにかける際の基準を決めること、学級（ホームルーム）担任以外も対象の児童生徒を認識しておくことが重要です。

#### □ リスト化と定期的な情報更新

身体面、心理面、対人関係面、学習面、進路面などの領域で気になる児童生徒を全てリスト化して、定期開催される「スクリーニング会議」で確認し、リストの情報をアップデートすることです。

アップデート自体が早期発見について高い効果をもち、何らかの問題が生じたときにも、豊富で正確な情報に基づく確かな介入が可能になります。その中でも特に集中的な関わりが必要があると判断された児童生徒は、「ケース会議」に付託され、必要に応じて、チーム支援が実行に移されることとなります。

#### □ 個別の支援計画

「ケース会議」の対象となる援助ニーズの高い児童生徒について、アセスメントに基づくプランニングを行い、具体的な支援策を明示するために作成されるものです。

#### □ グループ面談

「進路に関する悩み」や「SNSについて」、などの特定のテーマで対象者を募集したり、家庭状況や欠席日数、遅刻・早退などのリスク要因の観点から対象者をピックアップしたりするなどして実施します。内容だけでなく、グループ面談を通じた人間関係形成が、問題の未然防止に高い効果をもたらします。

#### □ 関係機関を含めた学校内外の支援ネットワークによる支援

各学級に一定数いるリスクの高い状態にある児童生徒（例えば、医療・福祉的ニーズがある、保護者が精神疾患を抱えている、ヤングケアラーとしての役割を担わざるを得ない、虐待や不適切な養育下にあるなど）に対して、相談できる人的ネットワークや学校以外に安心できる場所を見付け、確保することです。

例えば、学校内では、「教育相談週間」を設定し、児童生徒が担任以外にも希望する教職員と面談できるようにし、学校内で相談できる対象者を広げられるようにする取組などが考えられ、相談室・校長室・保健室・図書室等を居場所とする取組をしている学校もあります。学校外には、学習支援、集団遊び、生活支援、食事の提供などに取り組む放課後等デイサービス、公民館、民間団体などがあり、SSWと連携して、地域の社会資源を活用するためのネットワークを構築することも大切です。

### (4) 困難課題対応的教育相談

困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒等を対象として、ケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、SCやSSWの専門性を生かしながら、教育、心理、医療、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指します。その際、学校外のネットワークを活用して、地域の関係機関と連携・協働することが大切です。

なお、学級（ホームルーム）担任が自らの指導力不足であるという責任を感じて追い込まれている場合も見られるため、学級（ホームルーム）担任を支える観点も不可欠です。



## 5 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

### 生徒指導と教育相談

生徒指導と教育相談が相まってはじめて、包括的な児童生徒支援が可能になります。

児童生徒の発達や問題行動の多様化・深刻化が進む中、

- ・今起こっていることの意味を探る
  - ・今後起こりうる展開を予測する
  - ・ばらばらな理解による矛盾した対応を避ける
  - ・共通理解に基づく組織的対応を行う
- ことの必要性が高まっています。

そのため、学校として組織的な生徒指導を進める上で、

- ・心理的・発達的な理論に基づいて問題の見立てを行うアセスメント力
  - ・実際の指導場面での臨機応変で柔軟な対応力
  - ・学校内外の連携を可能にするコーディネート力
- などを備えることが求められています。

生徒指導は児童生徒理解に始まり、児童生徒理解に終わると言われるように、生徒指導におけるアセスメント（見立て）は重要であり、理解の側面を抜きにした指導・援助は、働きかけの幅が狭くなり、長い目で見たときの効果が上がりにくくなります。

児童生徒理解とは、一人一人の児童生徒に対して適切な指導・援助を計画し実践することを目指して、学習面、心理・社会面、進路面、家庭面の状況や環境についての情報を収集し、分析するためのプロセスを意味します。

その点において、教育相談の基盤となるカウンセリングの考え方や技法は児童生徒理解において有効な方法を提供するものと考えられます。

### 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援の実際

児童生徒一人一人への最適な指導・援助を行えるように、それぞれの分野の垣根を越えた包括的な支援の体制をつくることが求められます。

教育相談、キャリア教育、特別支援教育は、生徒指導と同様に児童生徒に対する指導・援助を行う分野として学校内の校務分掌に位置付けられ、それぞれに教育活動を展開しているため、一人の児童生徒に対する指導・援助がお互いに独立した働きかけとして展開される場合も見られます。

いじめや暴力行為、非行は生徒指導、不登校は教育相談、進路についてはキャリア教育（進路指導）、障がいに関することは特別支援教育が担う、というように縦割りの意識と分業的な体制が強すぎると、複合的・重層的な課題を抱えた児童生徒への適切な指導・援助を行うことが阻害されてしまう状況も生じかねません。

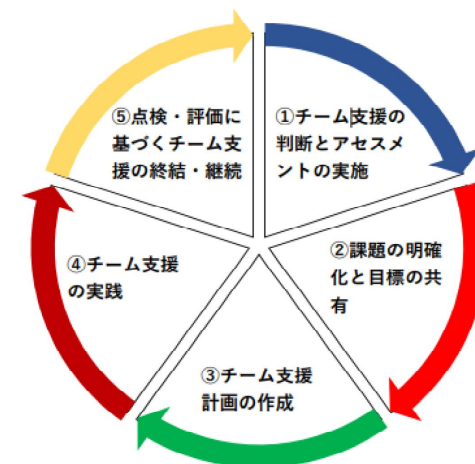
担任一人ではできないことも、他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が飛躍的に広がります。

また、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見い出したりするためには、多職種の専門家との連携が不可欠です。異なる専門性に基づく発想が重ね合わさることで、新たな支援策が生み出されます。

### (1) 困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応におけるチーム支援

課題を抱えて苦戦したり、危機に陥ったりした児童生徒に対して、生徒指導と教育相談の連携を核に、多職種との協働も視野に入れた包括的な支援をチームとして展開するプロセス等を次に示します。

(困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応の場合のチーム支援のプロセス)



### ① チーム支援の判断とアセスメントの実施

課題を抱えて苦戦したり危機に陥ったりして特別な指導・援助を必要とする児童生徒の課題解決について、生徒指導部や教育相談部、特別支援教育部等の校務分掌及び学年を横断したチーム支援の必要性について検討します。

その際、児童生徒の課題解決に向けて、生徒指導主事や教育相談コーディネーター等が中心となり、関係する複数の教職員等が参加するアセスメントのためのケース会議を開催します。

ケース会議では、当該児童生徒の課題に関連する問題状況や緊急対応を要する危機の程度等について情報を収集・分析・共有し、課題解決に有効な支援仮説を立て、支援目標や方法を決定する資料を提供し、チーム支援の必要性と方向性について判断します。

## 5 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

### ② 課題の明確化と目標の共有

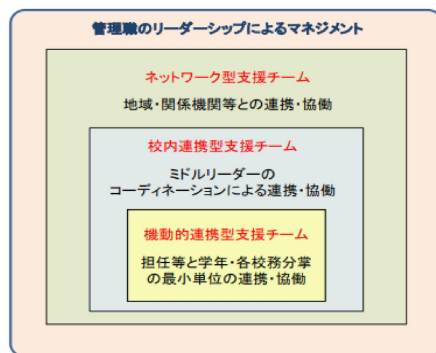
ケース会議の目的は、「その児童生徒や家庭に必要な指導・援助は何か」「どうやってそれを届けていくか」を決定することであるため、課題を明確にし、具体的な目標（方針）を共有した上で、それぞれの専門性等を生かした役割分担を行う必要があります。

また、指導・援助は中・長期的に継続されていくものであり、長期目標と、それを目指すスモールステップとしての短期目標が必要になります。

状況に応じて、短期目標を修正したり、次のステップへと進めたりするため、ケース会議は継続的に行われるものであることを共通理解しておくことも大切です。

### ③ チーム支援計画の作成

アセスメントに基づいて、「何を目標に（長期目標と短期目標）」「誰が（支援担当者や支援機関）」「どこで（支援場所）」「どのような支援を（支援内容や方法）」「いつまで行うか（支援期間）」を記載した「チーム支援計画」を作成し、目標を達成するための支援チームを編成します。



### ④ チーム支援の実践

チーム支援計画に基づいて、指導・援助を組織的に実施する際、次のことに留意します。

□ **定期的なチームによるケース会議の開催**  
 チームによる指導・援助の段階では、コーディネーターが中心となって、定期的にケース会議を開催します。ケース会議では、メンバーの支援行為、児童生徒や保護者の反応・変化についての経過報告を行い、目標達成の進捗状況を把握します。特に効果的な支援は継続・発展させ、そうでない支援は中止・改善する必要があります。

□ **関係者間の情報共有と記録保持**  
 支援対象となっている児童生徒や保護者との密接な情報共有が、効果的な実践や信頼関係の基盤となります。また、会議の録音や会議録、チームとしての活動記録は、適切に保存しておくことが必要です。

□ **管理職への報告・連絡・相談**  
 チーム支援の活動に関しては、管理職に報告・連絡・相談をし、細やかな情報共有を行います。管理職は、支援チームの活動状況を把握し、効果について評価した上で、適時適切な指示や助言を行います。

### ⑤ 点検・評価に基づくチーム支援の終結・継続

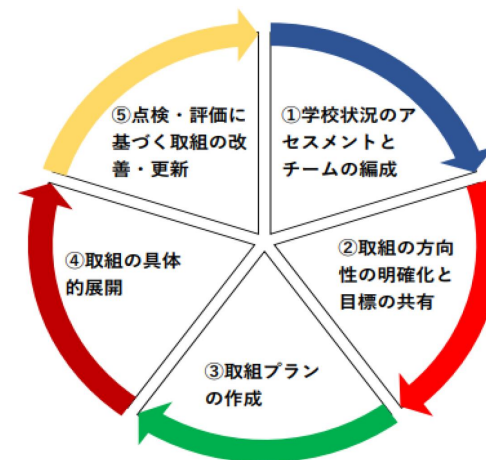
チーム支援計画で設定した長期的、短期的な支援目標の達成状況について学期末や学年末に総括的評価を行うことが必要です。チーム支援計画の目標が達成されたと判断された場合は、チーム支援を終結します。

年度を超える場合は、再度新年度にケース会議を開催して、アセスメントを行い、チーム支援計画を見直して支援を継続します。

### (2) 発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育におけるチーム支援

全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育において、管理職のリーダーシップの下、全校体制で取り組むチーム支援のプロセス等を次に示します。

(発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育の場合のチーム支援のプロセス)



#### ① 学校状況のアセスメントとチームの編成

学校、学年、学級（ホームルーム）、児童生徒の全体状況の把握（アセスメント）においては、個別の児童生徒理解と同様に、多角的多面的でかつ客観的な資料を得ることが重要です。

例えば、自校のいじめや不登校などの経年変化や生徒指導記録から、問題行動の傾向や特徴を丁寧に読み取ったり、各種テストの結果から学習状況の問題点を洗い出したりすることなどが考えられます。

## 5 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

### ② 取組の方向性の明確化と目標の共有

得られた情報を分析して、学校や児童生徒の課題及び成長を支える自助資源・支援資源などを見出し、具体的な教育活動に結び付けます。そこで大切なことは、「個人でなく、組織で取り組む」という意識です。学校の状況や児童生徒の現状を的確に把握した上で、明確な目標を設定し、教職員間で共有することが不可欠の前提になります。

そのためには、学校や地域の置かれている状況や児童生徒の課題と自助資源・支援資源などを教職員間で共通理解し、全校体制での組織的取組につなげるため、校内研修等を実施することが求められます。

### ③ 取組プランの作成

取組の計画を作成するに当たっては、学校を取り巻く環境を、内部環境と外部環境に区分し、それぞれの「強み」と「弱み」を洗い出し、実施可能な取組の方向性を探ることが重要です。

〔内部環境〕

児童生徒、教職員、校内体制、施設、校風や伝統など

〔外部環境〕

保護者、地域住民、関係機関、自然・風土、産業など

その際、課題の原因を児童生徒の特性や家庭等の環境など、学校や教職員以外の原因に求めるだけでなく、自分たちの価値観や認識の枠組みを見直し、校内体制や学校組織の在り方そのものに対する問い直しを行うことも必要であり、その上で、具体的な取組プランを作成します。

### ④ 取組の具体的展開

目標の達成に向けて様々な取組を進めるうえで大切なことは、時間的な展望をもち、次の取組を、児童生徒の発達の段階や学校・地域の実情に即して展開することです。

- ・ 在学期間を見据えた長期的な取組
- ・ 学年、学期というスパンでの中期的な取組
- ・ 教科のある単元や一つの学校行事という短期間での取組

その際、「児童生徒の主體的・能動的な活動を教職員をはじめ学校に関係する人々が支える」という視点を忘れてはいけません。

### ⑤ 点検・評価に基づく取組の改善・更新

実際の取組においては、計画（Plan）を立て、実行（Do）するだけでなく、その後の振り返りとしての点検・評価（Check）と、それに基づく改善・更新（Action）が重要です。

実行したことを振り返り、その効果を点検・評価（C）し、必要に応じて改善策（A）を考え、更に新たな計画（P）、実践（D）につなげるという繰り返し（PDCAサイクル）が取組を充実させることになり、生徒指導の効果を上げることにつながります。

このように、全校体制によるチーム支援の取組の改善・更新を積み重ねていくことにより、「チームとしての学校」が発展していきます。

今後、学校状況のアセスメントに基づく組織を生かした取組を、PDCAサイクルを意識しながら推進することが強く求められます。

## 「4 教育相談体制」のまとめ

### 教育相談の基本的な考え方と活動の体制 (P.16)

- 教育相談の目的は、児童生徒のが将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけること
- 教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえ、生徒指導と教育相談を一体化させて全教職員が一致して取組を進めること
- 教育相談では、児童生徒理解に基づき、時間的視点をもって指導方法等を考えるとともに、「あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しない」ことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと
- 教育相談は、生徒指導と同様に、学校内外の連携に基づくチームの活動として進めること

### 教育相談活動の全校的展開 (P.16)

- 「発達支持的教育相談」は、例えば、特別活動での「望ましい人間関係の形成」を目的とした活動など、児童生徒の様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談
- 「課題予防的教育相談：課題未然防止教育」は、例えば、学校で計画したいじめ防止プログラムの実践など、全ての児童生徒を対象とした、ある特定の問題や課題の未然防止を目的に行う教育相談
- 「課題予防的教育相談：課題早期発見対応」は、観察や相談等による早期発見や、各種会議や面談等による早期対応など、ある問題や課題の兆候が見られる特定の児童生徒を早期に見付け出し、即応的に支援を行う教育相談
- 「困難課題対応的教育相談」は、ケース会議での情報収集やアセスメントを行い、関係機関と連携・協働した支援を行うなど、困難な状況において苦戦している特定の児童生徒や、発達や適応上の課題のある児童生徒を対象とした教育相談

## 「5 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援」のまとめ

### 生徒指導と教育相談 (P.18)

- 児童生徒の発達や問題行動の多様化・深刻化が進む中、学校として組織的な生徒指導を進める上で、アセスメント力、柔軟な対応力、コーディネート力などを備えること
- 生徒指導は児童生徒理解に始まり、児童生徒理解に終わると言われるように、生徒指導におけるアセスメント（見立て）が重要
- 児童生徒理解とは、一人一人の児童生徒に対して適切な指導・援助を計画し実践することを目指して、情報を収集し、分析するためのプロセスを意味すること
- 教育相談の基盤となるカウンセリングの考え方や技法は児童生徒理解において有効な方法であること

### 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援の実際 (P.18)

- いじめは生徒指導、不登校は教育相談、進路はキャリア教育というような縦割りの意識と分業的な体制が強すぎると、複合的・重層的な課題を抱えた児童生徒への適切な指導・援助を行うことが阻害されてしまう状況が生じかねないこと
- 他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が飛躍的に広がること
- 多職種の専門家と連携し、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見い出したりすること



## 6 生徒指導に関する法制度等の運用体制

### 校則の運用・見直し

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。

#### (1) 校則の意義・位置付け

校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には学校長により制定されるものです。

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。

また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要です。

#### (2) 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることにばかりこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。

そのため、校則の内容については、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景についても示しておくことが適切であると考えられます。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。

#### (3) 校則の見直し

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて、次の視点により、見直しを行うことが求められます。

- ・学校の教育目的に照らして適切な内容か
- ・現状に合う内容に変更する必要があるか
- ・本当に必要なものか

さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合があることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいと考えられます。

また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが必要であり、そのためには、校則を策定したり見直ししたりする必要がある場合に、どのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくことが望まれます。

〔校則に向き合う機会を設けている学校の取組例〕

- ・各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論
- ・生徒会やPTA会議、学校評議員会において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取
- ・児童生徒や保護者との共通理解を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者や希望者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明

#### (4) 児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。

校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し、意見を表明することは、学校のルールを無批判的に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

## 6 生徒指導に関する法制度等の運用体制

### 懲戒と体罰、 不適切な指導

学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることです。

懲戒は、学校における教育目的を達成するために、教育的配慮の下に行われなければなりません。

その際には、組織的に指導の方向性や役割分担を検討した上で、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら、本人や関係者の言い分をしっかりと聴くとともに、それ以外にも必要な情報を収集するなどして、事実関係の確認を含めた適正な手続きを経るようにする必要があります。

指導後においても、児童生徒を一人にせず、心身の状況の変化に注意を払うことに留意するとともに、保護者等の理解と協力を得られるようにしていくことが重要です。

懲戒には、児童生徒を叱責、起立、居残り、宿題や清掃当番の割当て、訓告など、児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす法的効果を伴わない、事実行為としての懲戒と呼ばれるものがあります。

また、退学や停学といった法的効果を伴う懲戒もあり、退学は、児童生徒の教育を受ける権利を奪うものであり、停学はその権利を一定期間停止するものです。

懲戒は、学校教育法第11条に規定されており、その手続きについて法令上の規定はありませんが、懲戒を争う訴訟や損害賠償請求訴訟が提起される場合もあり、学校は懲戒に関する基準をあらかじめ明確化し、児童生徒や保護者に周知し、理解と協力を得るよう努めることが求められます。

学校における児童生徒への体罰は、文部科学省の調査では年々減少傾向にありますが、今もなお発生しています。体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されており、懲戒と体罰に関する解釈・運用については、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」において、次のとおり示されています。

#### (1) 体罰等の禁止及び懲戒について

体罰による指導では、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ力による解決への志向を助長することになりかねません。

体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが重要です。

#### (2) 懲戒と体罰の区別について

懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的・時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的かつ客観的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。

これらのことを勘案して、懲戒の内容が、身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えると判断される場合には体罰になります。

#### (3) 正当防衛及び正当行為について

教職員が児童生徒による暴力行為の防衛のためにやむを得ず行った行為は、児童生徒の身体への侵害や肉体的苦痛を与えた場合であっても体罰には該当しません。

#### (4) 体罰の防止と組織的な指導体制について

教育委員会、学校、校長、教職員はそれぞれの立場で、体罰の未然防止や組織的な対応を徹底する必要があります。

また、体罰を行った場合や他の教職員の体罰を目撃した場合には、速やかに関係者に事実関係を確認し、管理職や教育委員会に報告します。

#### (5) 部活動等における不適切な指導について

部活動は学校教育の一環であり、特定の生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えることは教育的指導とは言えないことに留意し、適切に実施します。

国の通知では、児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例がまとめられていますが、体罰かどうかの判断は、最終的には、「(2) 懲戒と体罰の区別について」で示した諸条件や部活動に関する次のガイドラインを踏まえ、個々の事案ごとに判断する必要があります。

- ・「運動部活動での指導のガイドライン」文部科学省（平成25年5月）  
URL [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf)
- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」スポーツ庁（令和4年12月）  
URL [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405720\\_00014.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm)
- ・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」文化庁（平成30年12月）  
URL [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo\\_guideline/h30\\_1227/pdf/r1412126\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/pdf/r1412126_01.pdf)

## 6 生徒指導に関する法制度等の運用体制

不適切な指導と捉えられ得る例として、次の指導が挙げられます。

- ・大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要な以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

たとえ、身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。

教職員にとっては日常的な声掛けや指導であっても、児童生徒や個々の状況によって受け止めが異なることから、特定の児童生徒のみならず、全体への過度な叱責等に対しても、児童生徒が圧力と感じる場合もあることを考慮しなければなりません。

そのため、指導を行った後には、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローを行うことが大切です。

また、教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体において、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要があります。

なお、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第3条において、児童生徒性暴力等の禁止が明記されており、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等となった者は、免許状の再授与に厳しい制限が課されます。

### 参考【道立高校における事案】

次の事案は、生徒指導における不適切な指導と捉えられます。

#### (1) 事案の概要について

平成24年4月、生徒Aは、道立X高校に入学し、部活動ではY部に入学した。

平成25年2月、生徒Aは、Y部生徒2名に、「他のY部生徒1名との関係や自分の行動のことなど」について、話をした。

同月末頃、Y部生徒2名は、「この話」についてY部部長らに相談し、部活動顧問のB教諭にも報告した。

同年3月2日、B教諭は、Y部の役職にある生徒数名を同席させ、Y部の準備室で、生徒Aに対し、「この話」について指導対象を具体的に示さない中、厳しい口調で質した。

また、B教諭は、生徒Aに部活動を続ける条件として「Y部の生徒には一切メールをしないこと」などを示すとともに、他の条件は、Y部の生徒に決めさせ、翌3日に告知することを伝えた。

B教諭は、これらの指導について副顧問以外に事前相談や事後報告はしなかった。

同月3日、生徒Aは、登校したが部活動に参加せず、下校後、地下鉄構内で自ら命を絶った。

本事案は、自殺を決意するに至った動機も部活動に関連するものである。

#### (2) 生徒への指導について

生徒Aの自殺に関する訴訟（公立高校の生徒の自殺に係る損害賠償請求事件－札幌高裁令和2年11月13日判決）での、判決（事実及び理由）では、「不合理な指導」「指導方法が適切とはいえず」などの指摘がありました。

#### 【「高裁判決（事実及び理由）」から一部抜粋】

- 3月2日の指導に際しての部活動顧問のB教諭らの対応について
  - ・顧問との圧倒的な力関係の差やY部生徒らの立ち会いの下、B教諭から厳しい口調で質されれば、生徒Aは、任意に弁明することが困難であると感じて、取り敢えず肯定的な応答をしてしまうことも十分に考えられる。
  - ・Y部生徒らを一時退出させるとか、他の教職員を同席させた上で具体的な事実関係を確認するのが合理的であった。
  - ・B教諭は、生徒Aに対して、指導対象となる事実関係について、適切に確認しなかったものと言わざるを得ない。
  - ・B教諭は、生徒Aに理解できるように説明した形跡はなく、厳しい口調で叱責していた。
  - ・B教諭は、部活動を継続する条件として「Y部員には一切メールをしないこと」を示したが、この条件の趣旨が判然としない。
  - ・生徒Aは、指導対象とされた事実やそれがどのような意味で問題であるかについて理解できていなかった。
  - ・B教諭は、不合理な指導となっていることに気付くことなく指導を進めてしまった。
  - ・X高校の教員らにおいて組織的な対応を行うことで、不合理な指導がされることを十分に回避し得たものと考えられる。
- 以上のとおり、3月2日の指導は、指導方法が適切とはいえず、生徒Aに対して教育的効果を発揮するどころか、かえって生徒Aを混乱させる指導になってしまったものと言わざるを得ない。



## 6 生徒指導に関する法制度等の運用体制

### (3) 本事案について

高裁判決（事実及び理由）での指摘と本項での不適切な指導の例を踏まえ、本事案での生徒指導の対応を、2つの観点から考察します。

#### ①児童生徒理解の観点

〔対象とした指導〕

- 同年3月2日、B教諭は、Y部の役職にある生徒数名を同席させ、Y部の準備室で、生徒Aに対し、「この話」について指導対象を具体的に示さない中、厳しい口調で質した。
- また、B教諭は、生徒Aに部活動を続ける条件として「Y部の生徒には一切メールをしないこと」などを示すとともに、他の条件は、Y部の生徒に決めさせ、翌3日に告知することを伝えた。

〔考察の例〕

- この指導は、「不適切な指導の例」の
  - ・威圧的、感情的な言動で指導する。
  - ・児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
  - ・殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
  - ・生徒を一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。
 の事例に当たると捉えられ、深い生徒理解を基盤としない不適切な指導である。

#### ②組織的な対応の観点

〔対象とした指導〕

- B教諭は、これらの指導について副顧問以外に事前相談や事後報告はしなかった。
- 〔考察の例〕
- この指導は、「不適切な指導の例」の
  - ・組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。

の事例に当たると捉えられ、組織的な生徒指導によらない、不適切な指導である。

### ③本事案の指導について

- 本事案について、高裁判決では、生徒Aの自殺前日に教諭が行った指導については、生徒の自殺の結果を招くような指導であったとまではいえないことから、安全配慮義務に違反するものとはいえないとされています。

道教委としては、「指導対象となる事実関係の適切な確認」「他の生徒がいる前での厳しい叱責」「教員らによる組織的な対応」などの点で、不適切な指導であったと考えています。

- 生徒指導の基盤は、児童生徒一人一人の言葉に耳を傾け、不安や悩みなどの内面の理解に努めながら、児童生徒との信頼関係を築くことにあります。

また、教職員は、児童生徒理解を深め、柔軟できめ細かく対応するため、生徒指導を一人で抱えず組織的に行うことや、生徒指導上での思い込みや独善を排するため、常に自分の考えや行動を自己点検したり、教職員が互いに点検したりするなど、内省的に振り返ることも求められます。

- 本事案は、生徒が自らの命を絶つという痛ましい事案であり、こうした事案が二度と起こることがないように、高裁判決を教訓として、道立学校をはじめ全ての学校において、深い児童生徒理解に基づいた組織的な生徒指導を展開することが重要です。

- 次の項目を参考に、常に自分自身の生徒指導の様子を振り返ることが大切です。

#### 「不適切な指導」を防ぐための10項目

- 児童生徒理解を深めるため、心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解しようとしている。
- 児童生徒理解を深めるため、生活実態に関する調査やアンケート結果など、客観的なデータも参考にしている。
- 児童生徒理解を深めるため、学級（HR）担任や学年担当、教科担任、養護教諭、部活動顧問等と連携し、情報共有をしている。
- 指導する際は、自分自身の思い込みなどを排しながら、児童生徒から事実関係を丁寧に聴き取りをしている。
- 児童生徒が行為に至った理由などを自ら話すことができるよう、受容・傾聴する姿勢で対応している。
- 児童生徒のどのような態度に対しても、冷静に、感情的にならないことを常に意識して対応している。
- 児童生徒の尊厳やプライバシーに配慮した言葉遣いや態度を常に意識し、事案に応じて毅然とした指導や受容的な援助をしている。
- 指導した後の児童生徒の様子を丁寧に把握し、他の教員による対応や家庭との連携などにつなげている。
- 些細なことでも学年会や生徒指導部会、いじめ対策組織等に報告し、常に学校全体で、組織的に対応しようとしている。
- 自分自身の考え方や行動の特性を理解したり、同僚と相互に意見を交わしたりするなど、内省的に振り返りを行っている。



## 「6 生徒指導に関する法制度等の運用体制」まとめ

### 校則の運用・見直し

(P.22)

- 校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定
- 校則に基づく指導に当たっては、何のために設けたきまりであるのかを、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくこと
- 校則の内容は、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等で公開するとともに、制定した背景等も示しておくことが適切
- 校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、その意義を適切に説明できない校則については見直しを行うこと
- 見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場に、校則について確認や議論する機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくこと

### 懲戒と体罰、不適切な指導（懲戒）

(P.23)

- 懲戒は、学校における教育目的を達成するために、教育的配慮の下に行われるべきもの
- 指導の方向性等を検討した上で、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら、本人や関係者の言い分をしっかりと聴くとともに、必要な情報を収集するなどして、事実関係の確認を含めた適正な手続きを経ること
- 指導後においても、児童生徒を一人にせず、心身の状況の変化に注意を払うことに留意するとともに、家庭等の理解と協力を得られるようにしていくこと
- 懲戒は、学校教育法第11条に規定されており、手続きについて法令上の規定はないが、懲戒を争う訴訟や損害賠償請求訴訟が提起される場合もあるため、学校は懲戒に関する基準をあらかじめ明確化し、児童生徒や保護者に周知し、理解と協力を得るように努めること

### 懲戒と体罰、不適切な指導（体罰）

(P.23)

- 体罰による指導では、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ力による解決への志向を助長することにつながりかねないこと
- 体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導すること
- 懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的・時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的かつ客観的に考え、個々の事案ごとに判断
- 体罰を行った場合や他の教職員の体罰を目撃した場合には、速やかに関係者に事実関係を確認し、管理職や教育委員会に報告

### 懲戒と体罰、不適切な指導（部活動等における不適切な指導）

(P.23)

- 部活動は学校教育の一環であり、特定の生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えることは教育的指導とはいえないこと
- たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねないこと
- 教職員にとっては日常的な声掛けや指導であっても、児童生徒や個々の状況によって受け止めが異なることから、特定の児童生徒のみならず、全体への過度な叱責等に対しても、児童生徒が圧力と感ずる場合もあるため、指導後は、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローを行うこと
- 教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体で、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意することが必要
- 安全・安心な学校・学級（ホームルーム）風土の醸成に当たり、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等は決して許されない

※P.3 生徒指導上の実践の視点 (4)安全・安心な風土の醸成より

## 7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働

### 連携・協働の場としての学校の意義と役割

学校は、家庭や地域の人々、教育委員会、警察や福祉、医療・保健など、各種関係機関と連携しています。

現在、学校には次のことが求められています。

- ・「社会に開かれた教育課程」を実現し、よりよい教育課程を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容を明確にしなが、社会との連携・協働によってそのような学校教育の実現を図っていくこと
- ・複雑化・重層化した児童生徒のニーズに応えること
- ・学校の働き方改革を実現し教員の専門性を十分に生かすこと

そのため、学校を多職種・多機関との連携・協働の場とすること、さらには、多職種・多機関という専門職による支援の枠組みにとらわれず、地域にある社会資源を学校に迎え入れ、社会全体で児童生徒の学びと育ちを支えることを目指す学校改革が求められています。

それは、発達支持的、課題予防的、困難課題対応的といった生徒指導の3類型全てにわたるものであり、学校を多様な「思いやりのある大人」たちの連携・協働の場としていくことを意味しています。

しかし、学校を基盤とした家庭や地域、関係機関等との連携の在り方は、全国一律ではないため、各学校は、地域の実情をよく把握した上で、家庭や地域、関係機関等と円滑に連携・協働していくために、生徒指導基本方針等において、地域の関係機関等の役割や権限、連携方法などについて明記し、教職員間で共通理解しておくことが大切です。

### 学校と家庭、地域との連携・協働

保護者が学校の教育活動に積極的に参加することによって、生徒指導は効果的なものになります。

#### (1) 学校と家庭

学校教育を円滑に進めるために、学校は家庭とのパートナーシップを築くことが欠かせません。

保護者との関係づくりを進めるための代表的な手段として、次のものがあります。

- ・学級・学年・学校便り等の通信
  - ・PTAや保護者会
  - ・三者面談
  - ・学校行事
- など

また、あらかじめ学校で保護者へ速やかに電話連絡する事項を明確にし、そのようなことが起きた場合、すぐに連絡することが保護者との信頼関係の構築につながります。

さらに、学校の生徒指導基本方針等について、保護者と学校との間で共通理解を持つために、学校の教育目標や校則、望まれる態度や行動、諸課題への対応方針等について、保護者に周知し、合意形成を図ることが望まれます。

一方で、我が国は、ひとり親家庭が増加傾向にあり、諸外国と比してそれらの家庭の相対的貧困率が高いとされていることから、保護者も支援を必要としている場合は、SSWと連携するなどして、学校と関係機関で情報共有し、児童生徒と保護者の双方への支援を検討し、実施していきます。

#### (2) 学校と地域

学校教育の一層の充実に向けては、学校と地域との連携・協働による取組が進められてきており、その一つとして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な取組による「学校を核とした地域づくり」が目指されています。

「地域学校協働活動」では、地域の特色に応じて、次の取組が展開されています。

- ・学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習
  - ・放課後子ども教室
  - ・地域未来塾
  - ・家庭教育支援活動
  - ・登下校の見守り
  - ・授業の補助や部活動の支援
  - ・社会教育施設や企業等による出前授業
- など

このような取組は、生徒指導（特に発達支持的生徒指導）やキャリア教育の範疇に入るものなど多岐に渡っています。

「地域学校協働活動」は、学校の学びを、地域での体験活動や実践活動を通して、現実社会と接続させ、社会に開かれた教育課程を実現していく上で、重要な連携・協働の在り方といえます。

## 7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働

### 学校と関係機関との連携・協働

#### (1) 学校と教育委員会

不登校の児童生徒への支援において、学校は、教育委員会や首長部局に設置された、主に、不登校児童生徒への支援を行うための機関である「教育支援センター」と連携を図る場合があります。

市町村教育委員会による設置が主であり、教育委員会内や学校外の場所に設置されている場合のほか、一部の地域では学校内に設置している場合もあります。

「学校に登校する」という結果のみを目標とはしないものの、社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に入れた支援を行うため、児童生徒の在籍校と連携しつつ、個別カウンセリングや少人数グループでの活動、教科指導等を組織的、計画的に行っています。

今後、教育支援センターは、通所を希望する児童生徒に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された理論や知見、実践方法等を生かし、通所を希望しない児童生徒への訪問型支援や「児童生徒理解・支援シート」に基づくコンサルテーション担当等、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されています。

#### (2) 学校と警察

警察との連携で具体的に想定される連携先は少年サポートセンターや警察署、スクールサポーターが挙げられます。

児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ上で、警察は学校の重要なパートナーと言えます。

学校と警察等との連携は、学校の内外で発生した非行などの刑罰法令に抵触する行為に対処する困難課題対応的生徒指導上の連携にとどまらず、次のような課題予防的生徒指導上の連携も挙げられます。

- ・近隣の警察署や少年サポートセンターの心理専門職、少年警察補導員などと連携した「非行防止教室」
- ・飲酒や喫煙、深夜はいかいたといった本格的な非行に至る前の予兆行動ともいえる不良行為に対して警察が実施する街頭補導への教職員の参加

課題予防的及び困難課題対応的生徒指導上の両方に該当する連携の取組として、次のような取組があります。

- ・地域で開催する「学校警察連絡協議会」や「補導連絡会」といった、学校の管理職や生徒指導主事、警察署の担当者、その他の関係者らが参加する情報共有の取組
- ・「学校警察連絡制度」といった警察と教育委員会等との間での協定に基づく被害や加害に関する情報提供の取組

その他、困難課題対応的生徒指導上の連携として、学校の荒れなどに対して、警察本部等に配置されているスクールサポーター等を学校に派遣し、問題行動へ対応する場合があります。

#### (3) 学校と福祉

経済的な困窮や虐待をはじめとした福祉的な支援を必要とする児童生徒への対応では、児童相談所や市町村との連携が求められます。

特に、虐待事案の場合、学校は、児童相談所や市町村の虐待対応担当などに、虐待を受けたと思われる児童生徒について、速やかに、通告や情報提供を行う義務があります。

児童相談所の役割は、次の業務があります。

- ・専門的な知識や技術を必要とされる相談
  - ・子どもとその家庭に対する必要な調査をはじめ、医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神保健上の判定の実施
  - ・調査や判定に基づいた専門的な知識や技術を必要とする指導
  - ・一時保護
- など

市町村の虐待対応担当課は、児童虐待通告や保護者の育児不安に対する相談、「要保護児童対策地域協議会」の調整機関としての役割を担っており、「要保護児童対策地域協議会」は、福祉的な支援が必要な子どもを対象に、それぞれの関係機関間で子どもとその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行う場として位置付けられています。

「要保護児童対策地域協議会」が開かれるのは虐待事案だけではなく、保護者がいない、または、保護者に監護されることが不相当であると認められる児童生徒といったより広範な「要保護児童」を対象としています。

なお、「要保護児童対策地域協議会」は、個人情報共有が可能な法的枠組となっています。



## 「7 学校・家庭・関係機関等との連携・協働」のまとめ

### 連携・協働の場としての学校の意義と役割 (P.26)

- 求められる学校改革では、学校を多職種・多機関との連携・協働の場にする、さらには、多職種・多機関という専門職による支援の枠組みにとらわれず、地域にある社会資源を学校に迎え入れ、社会全体で児童生徒の学びと育ちを支えることを目指していること
- 社会全体で児童生徒の学びと育ちを支えるということは、発達支持的、課題予防的、困難課題対応的といった生徒指導の3類型全てにわたるものであり、学校を多様な「思いやりのある大人」たちの連携・協働の場としていくことを意味していること
- 連携の在り方は、全国一律ではないため、各学校は、地域の実情をよく把握した上で、家庭や地域、関係機関等と円滑に連携・協働していくために、生徒指導基本方針等において、地域の関係機関等の役割や権限、連携方法などについて明記し、教職員間で周知しておくこと

### 学校と家庭、地域との連携・協働 (P.26)

- あらかじめ学校で保護者へ速やかに電話連絡する事項を明確にし、そのようなことが起きた場合、すぐに連絡することで、保護者との信頼関係が構築されること
- 学校の生徒指導基本方針等について、保護者と学校との間で生徒指導の足並みをそろえるために、学校の教育目標や校則、望まれる態度や行動、諸課題への対応方針等について、保護者に周知し、合意形成を図ることが望まれること
- 学校教育の一層の充実に向けて、「学校を核とした地域づくり」が目指されており、「地域学校協働活動」は、学校の学びを、地域での体験活動や実践活動を通して、現実社会と接続させ、社会に開かれた教育課程を実現していく上で、重要な連携・協働の在り方といえること

### 学校と関係機関との連携・協働 (P.27)

- 不登校の児童生徒への支援において、学校は教育委員会や首長部局に設置された、「教育支援センター」と連携を図る場合があること
- 教育支援センターでは、「学校に登校する」という結果のみを目標とはしないものの、社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に入れた支援を行うため、児童生徒の在籍校と連携しつつ、個別カウンセリングや少人数グループでの活動、教科指導等を組織的、計画的に行っていること
- 学校と警察等との連携は、学校の内外で発生した非行などの刑罰法令に抵触する行為に対処する困難課題対応的生徒指導上の連携のほか、非行防止教室など、課題予防的生徒指導上の連携もあること
- 課題予防的及び困難課題対応的生徒指導上の両方に該当する連携の取組として、地域で開催する「学校警察連絡協議会」といった情報共有の取組や、「学校警察連絡制度」といった警察と教育委員会等との間での協定に基づく情報提供の取組があること
- 課題解決的な指導上の連携として、学校の荒れなどに対して、警察本部等に配置されているスクールサポーター等を学校に派遣し、問題行動へ対応する場合もあること
- 虐待事案の場合、学校は、児童相談所や市町村の虐待対応担当課などに、虐待を受けたと思われる児童生徒について、速やかに、通告や情報提供を行う義務があること
- 市町村の虐待対応担当課は、児童虐待通告や保護者の育児不安に対する相談や、「要保護児童対策地域協議会」の調整機関としての役割を担っており、「要保護児童対策地域協議会」は、福祉的な支援が必要な子どもを対象に、それぞれの関係機関間で子どもとその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行う場として位置付けられていること